

## 第 66 回国連女性の地位委員会

2022 年 3 月 14～25 日

### 気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの文脈における ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成

#### 合意結論

1. 国連女性の地位委員会（以下、「委員会」）は、「北京宣言及び行動綱領」<sup>1</sup>、第 23 回国連特別総会成果文書<sup>2</sup>、第 4 回世界女性会議の 10 周年、15 周年、20 周年、25 周年に際して委員会が採択した宣言を再確認し、その実施をさらに強化する必要性を強調する。
2. 委員会は、「世界人権宣言」<sup>3</sup>、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」<sup>4</sup>と「児童の権利に関する条約」<sup>5</sup>及びこれらの選択議定書<sup>6</sup>、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」<sup>7</sup>、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」<sup>8</sup>、「障害者の権利に関する条約」<sup>9</sup>、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」<sup>10</sup>、「全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約」<sup>11</sup>などの他の関連する協定や条約によって、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントを実現し、全ての女性と女児が一生を通じてあらゆる人権と基本的自由を完全かつ平等に享受するための、国際的な法的枠組と包括的な一連の措置が規定されていることを改めて確認する。
3. 委員会は、「北京宣言及び行動綱領」とそのレビュー成果文書、関連する主要な国連会議とサミットの成果、及びそうした会議とサミットのフォローアップが、持続可能な開発のための強固な基盤を構築してきたこと、また「北京宣言及び行動綱領」の完全かつ効果的で加速的な実施が、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」<sup>12</sup>の実施及びジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成に極めて重要な貢献をするであろうことを再確認する。
4. 委員会は、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成と、「北京宣言及び行動綱領」の完全かつ効果的で加速的な実施と、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施との間の相互に補強し合う関係を重視する。委員会は、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成、気候変動、環境の悪化及び災害リスク削減の文脈における女性の完全、平等かつ効果的で有意義な参画と意思決定が、持続可能な開発の達成、平和かつ公正でインクルーシブな社会の促進、包摂的かつ持続可能な経済成長と生産性の強化、あらゆる場所でのあらゆる形態と次元の貧困の根絶及び全ての人の福祉の保証に必要不可欠であることを認識する。委員会は、女性と女児が、持続可能な開発の変革の主体として極めて重要な役割を担うことも認める。
5. 委員会は、気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムなどの文脈においても、それぞれの地域や国における地域条約、文書、イニシアティブ及びそれらのフォローアップ・メカニズムが、ジェンダ

---

<sup>1</sup> 第 4 回世界女性会議報告書、北京、1995 年 9 月 4～15 日（国連出版物、販売番号 E.96.IV.13）、第 I 章、決議 1、添付文書 I 及び II。

<sup>2</sup> 総会決議 S-23/2、添付文書、同決議 S-23/3、添付文書。

<sup>3</sup> 総会決議 217 A (III)。

<sup>4</sup> 国際連合、条約集、第 1249 巻、No.20378。

<sup>5</sup> 同書、第 1577 巻、No.27531。

<sup>6</sup> 同書、第 2131 巻、No.20378、第 2171 巻と第 2173 巻、No.27531、及び決議 66/138、添付文書。

<sup>7</sup> 参照：総会決議 2200 A (XXI)、添付文書。

<sup>8</sup> 同前。

<sup>9</sup> 国際連合、条約集、第 2515 巻、No.44910。

<sup>10</sup> 同書、第 660 巻、No.9464。

<sup>11</sup> 同書、第 2220 巻、No.39481。

<sup>12</sup> 総会決議 70/1。

一平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成に際して担う重要な役割を認識する。

6. 委員会は、国際人口開発会議<sup>13</sup>とその行動計画及びそのレビュー成果文書を含め、関連する国連サミットと会議でなされたジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントに対するコミットメントを再確認する。委員会は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」、「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進 (SAMOA) の道」<sup>14</sup>、「仙台防災枠組 2015—2030」<sup>15</sup>、第 3 回開発資金国際会議の「アディスアベバ行動目標」<sup>16</sup>、「ニュー・アーバン・アジェンダ」<sup>17</sup>、世界社会開発サミット、及び国連ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) ハイレベル会合政治宣言<sup>18</sup>が、気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの文脈において、とりわけジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成、及びあらゆる人権と基本的自由の完全な実現に貢献することを認める。

7. 委員会は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が、その普遍的で統合された不可分の性質を反映させ、各国の現実・能力・開発水準の相違を考慮し、各国の政策空間とリーダーシップを尊重しながら、関連する国際規則とコミットメントに沿って、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成するための一貫した持続可能な開発戦略を策定するなどして、包括的に実施される必要があることを改めて確認する。委員会は、各国政府には、遂げられた進歩に関して、国・地域・世界レベルで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のフォローアップとレビューに主たる責任があることを確認する。

8. 委員会は、「気候変動に関する国際連合枠組条約」、同条約の下で採択された「パリ協定」、「グラスゴー気候合意」、「生物の多様性に関する条約」、「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約」<sup>19</sup>、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」<sup>20</sup>、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」<sup>21</sup>、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」<sup>22</sup>、及び「水銀に関する水俣条約」<sup>23</sup>を再確認する。

9. 委員会は、「気候変動に関する国際連合枠組条約」の下で採択された「パリ協定」、及び「グラスゴー気候合意」が、気候変動は人類共通の関心事であると確認したことを想起する。委員会は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること、並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続するというパリ協定の長期的な気温に関する目標を再確認し、同協定で認識されているとおり、2℃と比較し 1.5℃までの気温の上昇の方が気候変動の影響ははるかに少なくなることに留意する。委員会は、1.5℃までの気温の上昇に制限する努力の継続を決意し、また、世界全体の温暖化を 1.5℃に制限するためには、2010 年比で 2030 年までに世界全体の二酸化炭素排出量を 45%削減し、今世紀半ば頃には実質ゼロにすること、及びその他の温室効果ガスを大幅に削減することを含む、世界全体の温室効果ガス排出量を迅速、大幅かつ持続して削減する必要性を認識する。

10. 委員会は、この関連で、パリ協定第 2 条第 2 項において、「この協定は、衡平並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を反映するように実施される」と規定されていることも想起する。

11. 委員会はさらに、加盟国が、気候変動に対処するための行動をとる際に、人権、健康についての権利、先住民族、地域社会、移民、児童、障害者及び影響を受けやすい状況にある人々の権利、開発の権利に関す

---

<sup>13</sup> 国連人口開発会議報告書、カイロ、1994 年 9 月 5～13 日（国際連合出版物、販売番号 E.95.XIII.18）、第 I 章、決議 1、添付文書。

<sup>14</sup> 総会決議 69/15、添付文書。

<sup>15</sup> 総会決議 69/283、添付文書 II。

<sup>16</sup> 総会決議 69/313、添付文書。

<sup>17</sup> 総会決議 71/256、添付文書。

<sup>18</sup> 総会決議 74/2。

<sup>19</sup> 国際連合、条約集、第 1954 巻、No.33480。

<sup>20</sup> 同書、第 1673 巻、No.28911。

<sup>21</sup> 同書、第 2244 巻、No.39973。

<sup>22</sup> 同書、第 2256 巻、No.40214。

<sup>23</sup> 国連環境計画(DTIE)/Hg/CONF/4、添付文書 II。

るそれぞれの国の義務の履行、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び世代間の衡平を尊重し、促進し、考慮すべきであることを想起する。委員会は、気候行動への女性の完全で、意味のある、平等な参画を拡大し、野心を高め気候目標を達成するために不可欠な、ジェンダーに配慮した実施と実施手段を確保することを加盟国に奨励する。

12. 委員会は、国連気候変動枠組条約第 25 回締約国会議（COP25）における、ジェンダーに関する強化されたリマ作業計画及びそのジェンダー行動計画の採択に留意し、また各国がジェンダーと気候変動を中心に据えた価値を認識する。

13. 委員会は、「仙台防災枠組 2015–2030」が、各国の状況を考慮しつつ、また国内法、国際的義務及びコミットメントに従って、ジェンダー、年齢、障害、及び文化の視点を全ての政策と実践に取り入れること、さらに女性と若者のリーダーシップが促進されるべきであると呼びかけていることを認識している。委員会は、女性と障害者のエンパワーメントは、効果的な災害リスク管理、及びジェンダーに配慮した災害リスク削減政策、計画、事業の立案、資金調達、実施を含め、男女平等や普遍的アクセスを可能とする対応、復旧、再建、復興アプローチを公的に牽引し、促進する鍵となることも認識している。委員会は、仙台防災枠組が女性の参画とリーダーシップを災害リスク削減にとって極めて重要なものと認めていることを想起する。

14. 委員会は、国連総会で承認された「私たちの海、私たちの未来：行動の要請」（2017 年 7 月 6 日総会決議 71/312）の宣言を想起し、持続可能な開発のための大洋、海、海洋の資源の保全と持続可能な利用におけるジェンダー平等の重要性と、女性と若者が担う重要な役割を認識する。

15. 委員会は、女性・平和・安全保障アジェンダの制定を想起し、平和プロセス、紛争防止、紛争解決、平和構築のあらゆる段階への女性の完全、平等かつ効果的で有意義な参画が、気候変動、環境の悪化、及び災害の文脈などにおいて、国際平和と安全保障の維持と促進に必要な不可欠な要素の一つであることを再確認する。

16. 委員会はさらに、「発展の権利に関する宣言」<sup>24</sup>、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」<sup>25</sup>、及び「難民と移民のためのニューヨーク宣言」<sup>26</sup>を想起する。

17. 委員会は、開発の権利を含め、普遍的かつ不可分で、相互に依存し、相互に関わり合う全ての女性と女児の人権と基本的自由の促進、擁護、尊重が、女性と女児の完全かつ平等な社会参画及び女性の経済的エンパワーメントに極めて重要であり、あらゆる政策とプログラムにおいて主流化されるべきであることを再確認する。さらに、気候変動、環境の悪化及び災害リスク削減の文脈などにおいて、全ての人に経済的・社会的・文化的・政治的発展に参画し、貢献し、それらに享受する権利が与えられ、また、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の促進、擁護及び完全な実現に同等の注意と緊急の配慮が払われるよう徹底するための措置を講じる必要性を再確認する。

18. 委員会は、気候変動、大気・土壌・水の汚染、生態系の機能とサービスにおける生物多様性の損失と減退が、全ての女性と女児の人権の完全な享受を脅かし、女性と女児、とりわけ農山漁村、先住民族及び移民の女性と女児に深刻な影響を及ぼすことに懸念を表明する。

19. 委員会は、複合的かつ交差的な形態の差別と疎外が、女性の公的領域における完全かつ効果的な参画と意思決定及び暴力の根絶の障害になることを認識する。委員会は、女性と女児の状況と条件の多様性を尊重・評価し、一部の女性がエンパワーメントを阻む特定の障壁に直面していることを認める。委員会は、全ての女性と女児が同じ人権を持つ一方で、さまざまな状況にある女性と女児には特別のニーズと優先事項があり、適切な対応を要することも強調する。

20. 委員会は、包摂的で、温室効果ガスの低排出型の、かつ気候に対して強靱な発展と持続可能な経済に向け、自国が定める開発の優先順位に基づく労働力の公正な移行及びディーセント・ワーク並びに質の高い雇用の創出を確保するうえで、女性の働く権利と職場での権利の実現に関係する国際労働機関の関連基準の重要性を認識する。委員会は、国際労働機関のディーセント・ワーク・アジェンダ及び「労働における基本的

---

<sup>24</sup> 総会決議 41/128。

<sup>25</sup> 総会決議 61/295、添付文書。

<sup>26</sup> 総会決議 71/1。

原則及び権利に関する宣言」を想起し、並びにそれらの効果的な実施の重要性に留意する。

21. 委員会は、若者、特に若い女性と女兒が、自分たちの将来に影響を与える気候変動、環境の悪化、及び災害に関する決定に参画するための場をつくること、またこの目的に向け、あらゆるレベルで教育課程を充実させることを要請する。委員会は、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成、及び女性と女兒の人権の実現に関するマルチステークホルダーの取組を認識し、「北京宣言及び行動綱領」の完全かつ効果的で加速的な実施を促進するため、これに関連する全ての国際的、地域的、及び国家的イニシアティブに留意する。

22. 委員会は、気候変動は全ての地域に影響を与える、現代の最大の課題の一つであることを再確認する。委員会は、温室効果ガスの排出量が世界的に上昇を続けることに強い警告を発する。委員会は、国々が既に直面している、生物多様性の損失、異常気象事象、土壌劣化、砂漠化、森林破壊、砂塵嵐、頻発する干ばつ、海面上昇、海岸浸食、海洋酸性化、及び山岳氷河の後退などの増大する影響が、社会、経済、雇用、農業・工業・商業システム、世界貿易、サプライチェーン、及び旅行に深刻な混乱を引き起こしており、貧困の根絶と生計などの持続可能な開発に壊滅的な打撃を与え、食料の確保と栄養、及び水利用の可能性を脅かしていることを認識している。委員会は、特に開発途上国と小島嶼開発途上国などの全ての女性と女兒が、気候変動、環境の悪化及び災害によって不当に大きな悪影響を被ること、また災害時及び災害後に、生計が不均衡にリスクにさらされ、生計の損失が不当に拡大することに依然として深い懸念を表明する。さらに、委員会は、女性と女兒が、環境の保護において先住民の人々や地域社会とともに、変革の主体として担う重要な役割を認識する。

23. 委員会は、気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムなどの文脈において、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントを実現するため、歴史的・構造的に不変な不平等、人種差別主義、スティグマの付与、外国人嫌悪、男女間の不均衡な力関係、差別的な法律と政策、否定的な社会規範とジェンダー・ステレオタイプ、無償のケア・家事労働の不平等な分担、ジェンダーに基づく暴力の根絶、及び貧困の根絶、並びに資源へのアクセス、普遍的な保健医療サービスや質の高い教育などの社会保護システムと公共サービスへのアクセスにおける不利な立場の解消の緊急性を強調する。

24. 委員会は、一部の文化によって「母なる地球」として認められるような、海洋を含む全ての生態系と生物の多様性の保全を確保することや、気候変動に対処するための行動をとる際に、「気候の正義」の概念の一部に係ることの重要性に留意する。

25. 委員会は、気候変動、環境の悪化、及び災害と結び付いたジェンダー不平等は、女性と女兒、とりわけ脆弱な状況や疎外された状況、紛争環境におかれた女性と女兒、また人種、皮膚の色、性別、年齢、言語、宗教、政治的又はその他の意見、出身国又は社会的出身、財産、出自、障害、又はその他の地位に基づく複合的かつ交差的な形態の差別に直面している女性と女兒に不均衡に大きな影響を及ぼすことにより、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の達成に難題をもたらすことを認識する。

26. 委員会は、気候変動、環境の悪化、以前よりも深刻かつ頻繁な自然現象により引き起こされる災害が、住まいや生計の喪失、水不足、供給の混乱、交通機関を含む学校や医療施設の破壊と損害、及び女性と女兒とその家族や地域の人々の強制移動をしばしばもたらすことを憂慮する。委員会は、強制的かつ長期的な移動の結果、女性と女兒が支援ネットワークと引き離され、家を失い、性及びジェンダーに基づく暴力を含むあらゆる形態の暴力のリスクが拡大し、雇用、教育、及び性と生殖に関する保健医療サービスを含む必要不可欠な保健医療サービス、並びに心理社会的支援へのアクセスが削減されるなどの女性と女兒に特有の困難に直面することを認識する。

27. 委員会は、脆弱な状況におかれた女性と女兒、及び障害を持つ女性と女兒を含む、全ての女性と女兒の視点を考慮したうえで、災害リスク管理にジェンダー視点を主流化することの重要性を改めて確認する。委員会は、「仙台防災枠組 2015-2030」に従い、災害リスク削減に関連するあらゆるフォーラム及びプロセスに、全ての女性と女兒、高齢女性、夫を亡くした女性、先住民の女性と女兒、地域コミュニティ、若者、ボランティア、移民、学術機関及び科学研究機関及びネットワーク、企業、専門家団体、民間金融機関、及びメディアの包摂的な参画と貢献の必要性を認識する。

28. 委員会は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の大流行が経済と社会にもたらした副次的な結果として、気候変動、環境の悪化及び災害による影響を悪化させ、人々をさらに極度の貧困に追いやり、取り残

したことに懸念を表明する。さらに、委員会は、無償のケア・家事労働の需要の増大、性的及びジェンダーに基づく暴力を含むあらゆる形態の暴力における報告の急増、並びに児童婚・早婚・強制婚や女性性器切除のような有害な慣習に対して深い懸念を表明する。

29. 委員会は、災害対応及び新型コロナウイルス感染症の流行からの復興の取組において女性が担う極めて重要な役割を重視する。委員会は、最前線の医療従事者とソーシャルワーカーの大部分が女性で、必要不可欠な公共サービスの提供に相当従事していることを想起する。委員会は、新型コロナウイルス感染症の大流行に対する闘いが、連帯と新たな多国間協力に基づいたグローバルな対応を必要とすることを認める。さらに、委員会は、保健医療システムの強化やユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現などにより、将来の衝撃のリスクを削減するため、持続可能で包摂的な復興戦略が必要であること、また全ての対応において人権を完全に尊重し実施する必要があることを認める。委員会は、国際協定、イニシアティブ、及び一般宣言にもかかわらず、世界全体で、特に開発途上国において、新型コロナウイルスワクチンへの公平なアクセスが欠如していることに深い懸念を表明する。

30. 委員会は、気候・環境行動及び災害リスク管理に関する法律・政策・プログラムの枠組、及び全ての意思決定プロセスは、さまざまな状況及び事情のある全ての女性と女児のあらゆる人権を尊重・擁護・実現し、変革の主体及び受益者としてそのニーズに対応する、ジェンダーに対応したガバナンスに一貫した基盤を提供すべきであることを強調する。委員会は、「気候変動に関する国際連合枠組条約」は気候変動へのグローバルな対応に取り組むための政府間の最上位の国際的なフォーラムであることを再確認する。委員会は、女性と女児が行動し、レジリエンスを構築する能力は、男女格差の縮小、残存する構造的障壁、否定的な社会規範及びジェンダー・ステレオタイプの根絶、また教育・知識・普遍的な社会保護・金融・技術・移動及びその他の資産、並びに土地とその他の形態の財産の所有・支配、相続、天然資源、適切な新技術及びマイクロファイナンスなどの金融サービスへの女性のアクセスの強化によって決まることを認識する。委員会は、あらゆるレベルの意思決定における女性の完全、平等かつ効果的で有意義な参画とリーダーシップは、気候変動と環境行動、及び災害のリスク削減と復興の取組をより効果的にするために極めて重要であることを認識する。委員会はまた、女性と女児の、自分たちの地域社会と環境に関する知識は、地域の気候、環境及び災害の課題に対して、有意義かつ効果的で文化的に適切な解決策を生み出す立場に女性と女児を置くことができると認識する。

31. 委員会は、気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの文脈におけるジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成において、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントのための国内機構の重要な役割、存在する場合には国内人権機関の適切な貢献、並びに市民社会とメディアの重要な役割を認識する。

32. 委員会は、気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムを、国会議員、ジェンダー平等のための国内機構、市長、公選された地域の役職者、地方自治体、及び気候変動、環境及び災害リスク削減への対応策を担う機関の協力と能力構築により、ジェンダーに対応したものにするには、政府全体としてのアプローチが必要であることを認識する。委員会は、気候変動、環境の悪化及び災害へのグローバルな対応を強化する支援、また先住民族の人々などの先祖から伝わる伝統的知識を尊重し擁護する支援において、科学界の働きの重要性を重視する。

33. 委員会は、多国間、国家及び地方の政策プロセスにおいて、女性及び、必要な場合は女児の、完全かつ平等で有意義な参画とリーダーシップは、持続可能な開発、及び気候・環境・災害リスク削減の目標の達成に不可欠であることを認識する一方で、意思決定プロセスにおける女性の過小評価が続いていることを遺憾に思う。

34. 委員会は、廃棄物と過剰消費を最小限に抑えるための環境倫理、資源利用量の削減、及び資源の再利用と再生利用の促進において、女性がしばしば先導的な役割を担うこと、また女性は持続可能な消費に関する決定において、特に強力な役割を果たし、影響を与えることができると認識する。委員会はまた、女性は多くの地域社会で自給自足の生産の中心労働力であり、世帯及び地域社会の中で、自然環境の保護と適切かつ持続可能な資源配分に対する責任を担っていることを認識する。

35. 委員会は、全ての女性と女児の人権を促進・擁護し、女性と女児の利益、ニーズ及びビジョンを地方・国家・地域・国際アジェンダに位置づける際に、また気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの文脈などにおいて、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントを達成するための措置の立

案、実施、モニタリング、及び評価に、女性、若い女性、女兒、若者が主導する組織、市民や地域が中心の団体、農山漁村や先住民族、フェミニストのグループ、女性の人権擁護者、女性ジャーナリスト、メディア専門家、及び労働組合をはじめとする市民社会組織が、大きく貢献していることを歓迎する。委員会は、そうした市民社会組織が、調達資金の減少とともに、組織のメンバーに向けられた暴力、ハラスメント、報復、及びメンバーの身体的安全に対する脅迫などを含む、完全かつ平等で有意義な参画とリーダーシップにおける多くの難題と障害に直面していることに懸念を表明する。

36. 委員会は、気候変動、環境の悪化、危険暴露、及び生物多様性の喪失により、特に開発途上国と小島嶼開発途上国の、思春期の女兒などの若い女性と女兒の人権と福祉の享受において、直接的及び間接的な意味合いで脆弱性が増し、不平等が拡大していることに懸念を表明する。

37. 委員会は、若い女性と女兒には気候・環境行動及び災害リスク削減を加速させる際に果たす重要な役割があり、これらの課題に取り組むには、女性や若者が主導する組織をはじめ、他のステークホルダーと政府の協調した行動が必要であることを認識する。委員会はまた、若い女性が、彼女たちに影響を与える問題に関する議論からあまりに頻繁に排除されていることを認識し、加盟国には気候・環境行動及び災害リスク削減において若者の参画と視点を一層促進するよう奨励する。

38. 委員会は、全ての女性と女兒の一生を通じたレジリエンス、気候変動、環境の悪化及び災害に対する地域社会と社会のレジリエンスを強化することは、経済全体で持続可能な消費と生産のパターンを確保するうえで必要不可欠であると認識する。委員会はまた、天然資源と生態系及び女性の労働は、あらゆる経済、現在及び将来の世代の福祉、そして地球にとって必要不可欠であるにもかかわらず、国内総生産（GDP）などの経済成長を計る現在の物差しでは計れず、過小評価されていることを認める。さらに、委員会は、女性が無償のケア・家事労働を不均衡に担っていることを認め、その割合を削減・再配分すること、また報酬を与え、有償のケア労働者と同等にすることは、この変革に大きな貢献をすることになると認識する。男女格差は、賃金、年金及びケアをはじめとしたあらゆる領域で残っているが、委員会はさらに、同一価値労働同一賃金、社会保護、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、公共サービス、持続可能なインフラ、生計、土地、及び天然資源への平等なアクセスが、女性と女兒、とりわけ脆弱な状況におかれた女性と女兒のレジリエンスを強化する基礎となることを認識する。

39. 委員会は、男女間の歴史的・構造的な不平等と不均衡な力関係に根差した、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を強く非難する。委員会は、気候変動と環境問題がもたらす悪影響は、差別とあらゆる形態の暴力に対する女性と女兒の脆弱性を高め、悪化させていることを認める。委員会は、セクシュアル・ハラスメント、家庭内暴力、フェミサイドなどのジェンダーに関連する殺人、児童婚・早婚・強制婚と女性性器切除のような有害な慣習、及び児童・強制労働、人身取引、性的搾取・虐待をはじめとした、性的及びジェンダーに基づく暴力を含む、公的・私的領域におけるネット上と実社会のあらゆる形態と表現による女性と女兒に対する暴力が、とりわけ地域レベルでまん延し、過少に認識され、通報されていないことを改めて表明する。委員会は、女性と女兒が多面的な貧困、障害のほかに、司法、保護・リハビリ・社会復帰などの有効な法的救済策や心理社会サービス、及び保健医療サービスへの限られたアクセス、又はアクセスの欠如が原因で、暴力に対してとりわけ脆弱になり得ることに深い懸念も表明する。委員会は、女性と女兒に対する暴力がジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成を阻む大きな障壁であり、女性と女兒による全ての人権と基本的自由の完全な享受を侵害し、毀損し、無効にするものであることを再度強調する。

40. 委員会は、女兒が様々な形態の差別、暴力、児童婚・早婚・強制婚と女性性器切除のような有害な慣習、及び児童労働、とりわけ女兒の権利の実現を妨げる人身取引などのリスクにさらされ、実際に直面することがますます多くなっていることを認識し、女兒の権利を向上させるための重要な戦略として、男性及び男児とパートナーを組むことなどにより、女兒に公正かつ公平な世界を保証するジェンダー平等の達成が必要であることを再確認する。

41. 委員会はまた、教育機関や職場などの私的・公的空間及びデジタル文脈におけるセクシュアル・ハラスメントを含む、女性と女兒に対する暴力が、気候変動、環境及び災害リスク削減の政策及びプログラムの文脈における参画と意思決定を妨げ、過酷な環境をもたらすことを認識する。

42. さらに、委員会は、デジタル文脈、とりわけソーシャル・メディアでの女性と女兒に対する暴力のまん延の拡大、及び予防措置と救済の欠如により、加盟国がその他のステークホルダーと協力して、ネット上と実社会の暴力とハラスメント、及び技術開発によるその他の悪影響を防止し、対処するための行動を起こす

必要性は明らかであると認識する。委員会は、サイバーストーカーリング、ネットいじめ、プライバシーの侵害のような新たな形態の暴力が、高い割合の女性と女兒に悪影響を及ぼし、とりわけ彼女たちの健康、精神的・心理的・身体的安定、及び安全を危うくしていることも想起する。

43. 委員会は、気候変動、環境の悪化及び災害が紛争環境と紛争後の環境にある女性と女兒に特別な影響をもたらしていることを明確に示し、平和プロセス、紛争防止、紛争解決及び平和構築の全ての段階において、あらゆるレベルの意思決定及びリーダーシップにおける女性の完全、平等かつ効果的で有意義な参画が、極めて重要であることを強調する。さらに、委員会は、災害及び紛争の間の避難所における暴力と虐待など、災害及び紛争の間に女性と女兒に対する暴力のリスクが高まることについて、懸念を表明する。委員会は、災害・紛争の間とその後の両時期における性的及びジェンダーに基づく暴力に対し、犠牲者と生存者のニーズと視点を考慮に入れた予防的アプローチをとるなどにより、対処する必要性を強調する。

44. 委員会は、気候変動、環境の悪化及び災害が世界中の教育システムに引き起こした混乱により、女兒、思春期の女兒、若い女性が学校に通えないことがしばしばあり、気候変動、環境の悪化及び災害の課題に適応し、対処するために必要なスキルや知識を含む、教育へのアクセスが制約されていることを認識している。委員会は、全ての女性と女兒の教育を受ける権利を再確認し、包摂的かつ公正で質の高い教育への平等なアクセスは、気候・環境・災害リスク対応において、女性の完全、平等かつ効果的で有意義な参画を可能にし、女性と女兒の意見、主体性及びリーダーシップを強化する機会、能力及び理解を彼女たちに提供することを強調する。

45. 委員会はまた、気候変動、環境の悪化及び災害が、健康、清潔な空気、安全な水、月経保健衛生管理などの公衆衛生、安全で栄養価がある十分な量の食料、及び安全な避難所のような健康に関するその他の環境面の決定要因に及ぼす悪影響も認識し、この関連で、気候変動に適応する取組、及び災害リスク削減戦略において健康を育む必要性を強調し、とりわけ脆弱な状況におかれた、全ての女性と女兒の健康を守るには、人間中心で利用可能かつ強靱な保健制度が必要であることを強調する。

46. 委員会は、到達可能な最高水準の身体的・精神的健康を享受する権利が、全ての女性と女兒のレジリエンスを向上させる基礎となることを再確認する。さらに、委員会は、気候変動、環境の悪化及び災害が女性と女兒の健康にさまざまな影響を及ぼし、特に農山漁村や遠隔地で、インフラ、道路、診療所が破壊され、物資やサービスが限られるか入手できない場合、医療サービスのアクセス及び医療サービスの結果に存在する男女格差を悪化させることを認識する。委員会は、ジェンダーに対応した、安全でアクセスしやすく低料金で利用可能、かつ質が高く包摂的な保健医療サービス（精神衛生、妊産婦と新生児の健康、月経保健衛生管理に関連するサービスを含む）の利用を向上させ、家族計画を含む性と生殖に関する保健医療サービス、情報、教育への普遍的アクセスを保証する必要性を強調する。

47. 委員会は、女性と女兒が無償のケア・家事労働を不均衡に大きな割合で担っていること、それが気候変動、環境の悪化及び災害により悪化することがあり、女性が意思決定プロセスに参画し指導的地位を占める能力を制限し、女性と女兒の教育・訓練、及び女性の経済的機会と起業活動に大きな制約をもたらしていることを認める。委員会は、家庭内での責任を男女間で平等に分担することを推進し、とりわけ持続可能なインフラ、社会保護政策、及びケア・サービス、保育、母親・父親・両親の出産・育児休暇などの、利用しやすく、手ごろな料金で質の高い社会福祉サービスを優先することによって、無償のケア・家事労働を減らし、再配分し、評価する措置を認め、導入する必要性を強調する。

48. 委員会は、気候行動、レジリエンスの構築と保護、及び環境保全と災害リスク削減において、女性と女兒の家庭と地域社会に対する貢献が非常に重要であることを認識する。委員会は、気候変動、環境の悪化、及び災害リスク削減の文脈において、とりわけジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成及び女性と女兒の全ての人権の享受を目的とした、家族に優しく、家族志向の政策を実施することの重要性を認識し、またあらゆる持続可能な開発の政策・プログラムが、多数の役割を担う中で変化する家族のニーズと期待に対応し、全ての家族構成員の権利・能力・責任が尊重されるようにする必要があることも認める。

49. 委員会は、かんがい用水、エネルギー、輸送機関及び情報通信技術、その他の公共サービス向けの物理的インフラを含む、安全な水と公衆衛生に対するアクセスのような、農山漁村地域における利用しやすく持続可能なインフラ及び技術に投資することの重要性を強調する。

50. 委員会は、安全な飲料水と公衆衛生に対する人権は、生命とあらゆる人権の完全な享受にとって必要不可欠なものであることを想起する。気候変動、環境の悪化、及び災害により引き起こされる水不足や供給の混乱により、女性が水を手に入れるために長い距離を歩いたり、何時間も行列に並んで待ったりすることで、教育や余暇のような他の活動、あるいは生計を立てるための時間が制約され、女性と女兒に不均衡に大きな悪影響を及ぼすことは、深く憂慮される。委員会は、ジェンダーに配慮した水と公衆衛生に関わるサービスとインフラは、全ての女性と女兒のレジリエンスを強化する鍵であることを強調し、とりわけ災害救助や人道的な避難所における月経保健衛生管理などを目的とした、適切で安全かつ清潔な水と公衆衛生設備に対する女性と女兒のアクセス拡大の必要性をさらに認識する。

51. 委員会は、新興デジタル技術を含む急速な技術変化が女性の雇用機会に影響を与え、気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの文脈において、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成に向けた歩みを加速させるとともに、人権と基本的自由の促進と擁護、及び国家間と国内双方のデジタル・デバイドの解消を目的とした取組を促進することができると強調する。委員会は、気候変動、環境の悪化、及び災害の文脈などにおいて、不平等のパターンを少なくし、全ての女性と女兒のエンパワーメントと女性の公的領域への完全かつ平等で効果的な参画を促進するため、低料金で利用しやすい情報通信技術及びインターネットに対する全ての女性と女兒の平等なアクセス、デジタル・リテラシー、ファイナンス及び能力構築を促進すること、ジェンダー間のデジタル・デバイドを含むデジタル・デバイドの解消に向けて取り組むこと、科学、技術及びイノベーションの戦略に焦点を合わせることの重要性を重視するとともに、新しい技術開発が、人工知能に基づくソリューションで用いられるアルゴリズムにおいてなど、不平等と差別の既存のパターンを悪化させ得る懸念にも留意する。

52. 委員会は、とりわけ土壌、森林、漁場、水、及びバイオマスが、特に貧しい生活をしている女性と女兒にとって、収入、生計、食料確保、社会保護及び雇用の主要な供給源であることを認識する。委員会はまた、天然資源の持続可能ではない枯渇や荒廃は、地域社会、特に女性を、収入を生む活動から遠ざける一方で、報酬が支払われない仕事が大きく増える可能性があること、また都市部においても農山漁村地域においても、環境の悪化は全ての人々、特に全年代の女性と女兒の健康、福祉及び生活の質に否定的な影響をもたらすことを認識する。さらに、委員会は、人々の食料の確保、生計及び健康のための持続可能な漁業、違法・無報告・無規制漁業の廃絶の重要性を認識する。委員会は、女性と女兒の食料の確保、生計及び健康にとって家庭内の空気汚染が女性と女兒に不均衡に大きな影響を与えること、及び海洋やその他の水域などにおけるプラスチック汚染の結果を含め、気候変動の緩和、適応、レジリエンス、生態系の破壊と気候変動に及ぼす汚染物質の影響において、清潔な海と持続可能な海に基づく経済が女性と女兒にとって基本的に重要であることを強調する。

53. 委員会は、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成が、全ての人の食料確保を強化し、栄養状態を良くし、より包摂的かつ強靱で持続可能な食料システムをもたらす可能性があること、また土地、水、牧草、農業投入物、技術、情報、及び相談・助言サービスのような重要な資源と生産的資産に対する不平等なアクセスと権利が、農業の生産性の向上、戦略的決定のエンパワーメント、女性と女兒の権利の実現を制約することを強調する。委員会はまた、不平等な食料システムが女性と女兒に不均衡に大きな悪影響を与え、とりわけ気候変動、環境の悪化及び災害により悪化する食料不安や栄養不良に対して、彼女たちの脆弱さが増すことも強調する。

54. 委員会は、開発途上締約国に対する技術開発・移転、支援の提供などにより、持続可能な開発と貧困の根絶、ディーセント・ワーク及び質の高い雇用の創出を促進する、女性を含む公正な移行を確保する必要性、並びに温室効果ガスの低排出型の、かつ気候に対して強靱な発展に向けた方針に資金の流れを適合させることなどにより家計に影響する議論に、労働者及び労働団体を参加させる必要性を認識する。委員会は、科学、技術、工学及び数学の教育と職業訓練における差別的な社会規範、根強い男女格差と不平等及び性別職業分離により、持続可能な経済、並びに気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの文脈において、女性がディーセント・ワークと質の高い雇用を獲得し、維持することができないことに懸念を表明する。委員会は、デジタル・金融リテラシーなどにおける男女格差の解消、質の高い教育、訓練、情報、スキル開発、リーダーシップ及び指導プログラム、並びに技術的・財政的支援に対する完全かつ平等なアクセスの確保が、女性と女兒のレジリエンスを強化し、気候行動における変革の主体として彼女たちをエンパワーメントする鍵であることを重視する。

55. 委員会は、南南協力は南北協力を代替するものではなく補完するものであることを念頭に置いて、これまでに達成された進捗を基に南北・南南・三角協力を含む国際協力を強化するように、とりわけ国内・国際

資金の調達と配分、政府開発援助のコミットメントの完全な実施、不正な資金の流れとの闘いを含め、あらゆる資金源から十分な資金を調達することによって、投資を大幅に増額し、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成に必要な資金の不足を解消する重要性を再確認する。

56. 委員会は、環境保全と気候変動の緩和・適応の文脈において、とりわけ女性と女兒に関する部門全体で、気候変動、環境の悪化及び災害リスク削減についての細分化されたデータとジェンダー統計の不足が、脆弱性と適応能力におけるジェンダーの違いを特定し、またあらゆるレベルの効果的かつ科学的根拠に基づいた政策とプログラムを形成し採択する政策立案者の能力を制約していることを懸念する。委員会は、災害リスク削減には、性、年齢、障害などにより細分化されたデータの自由な交換と普及、及びアクセスが容易で、最新かつ包括的で、科学的根拠に基づき、機密情報がなく、伝統的な知識に補完されたリスク情報に基づく、複合災害アプローチと包摂的なリスク情報政策決定が必要であることを認識する。

57. 委員会は、先住民族の女性、農山漁村の女性、小自作農の女性、沿岸海洋資源を利用する女性が、貧困の根絶、及び持続可能な農業・漁業の発展と食料確保の向上における主体として、また生物多様性の保護者として担う重要な役割と貢献を認識する。委員会は、全ての先住民族と農山漁村の女性と女兒の視点が考慮され、自分たちの生計、福祉、レジリエンスに影響を及ぼす政策と活動の立案、実施、フォローアップ及び評価に完全かつ平等に参画できるようにすることの重要性を強調する。委員会は、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成において意味のある進捗には、農業や漁業などにおいて男女格差を解消すること、ジェンダーに配慮した政策、介入、及びイノベーションを導入すること、また農業・漁業技術、技術援助、生産資源、土地所有の安全確保と基本的サービスの利用、土地とその他の形態の財産の所有・支配、相続、及び天然資源へのアクセス、並びに地方・地域・国際市場へのアクセスと参加において、女性の平等を確保することが必要とされることを強調する。

58. 委員会はまた、先住民族の女性と女兒が、年齢に関係なく、しばしば暴力や差別、排除、相対的に高い貧困率、及び保健医療サービス・情報通信技術・インフラ・金融サービス・教育・女性の雇用への限られたアクセスに直面する一方で、気候変動の緩和・適応、災害への予防・対応・管理、及び環境保全・管理に対し文化・社会・経済・政治面から貢献していることも認識する。

59. 委員会は、気候変動、環境の悪化及び災害の文脈において、疾患感受性、熱中症、行動能力障害、及び社会的疎外の増進など、障害を持つ全ての女性と女兒が直面する特有の難題について強調する。委員会はまた、災害対応での緊急事態・避難、人道的緊急対応、及び保健医療サービスの計画立案において、彼女たちの身体的、精神的、心理社会的及び金銭的なレジリエンスを促進し、全ての女性の完全かつ平等で、意味のある参画とリーダーシップを確保するため、彼女たちが直面する特有の障害に対処する措置の必要性も強調する。

60. 委員会は、気候変動、環境の悪化及び災害の文脈などにおいて、移民の女性と女兒が直面する脆弱性の状況に対処するため、強制移動の結果、起こる可能性のある性的及びジェンダーに基づく暴力を含む、あらゆる形態の暴力に対処するため、移民政策及びプログラムにおいてジェンダーと人権の視点を促進する移民女性と女兒の積極的な貢献を認める重要性を重視し、この点に関して全ての移民の人権を擁護・尊重・実現する国家の義務を強調する。

61. 委員会はまた、差別と、性的及びジェンダーに基づく暴力を含む、あらゆる形態の暴力をあおり、ジェンダー平等を蝕むジェンダー・ステレオタイプ、性差別主義、及び否定的な社会規範と闘い、廃絶するためには、男性と男児が、変革の主体及び受益者として、また戦略的パートナー及び協力者として、気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの文脈におけるジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成に全面的に関与することの重要性を認める。その一方で、ジェンダー平等、人権、全ての人に威厳と敬意を持って接すること、及び平和、非暴力の振る舞い、尊重し合える関係という行動様式を促進することの重要性について、子供たちを小さいときから教育する必要性が存在し続けていることに留意する。

62. 委員会は、あらゆるレベルの政府に対し、それぞれの権限内で、また国の優先事項を念頭に置きながら、国連システムの関連機関や国際・地域団体とともに、適宜、以下の行動をとることを強く勧めるとともに、市民社会、とりわけ女性団体、若者主体の団体、フェミニスト・グループ、宗教理念に基づく団体、民間セクター、存在する場合には国内人権機関及びその他の関連するステークホルダーに対し、適宜、以下の行動を取ることを求める。

## 規範的・法的・規制的枠組を強化する

- (a) 気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの文脈などにおいて、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成、及びいかなる種類の差別もない、女性と女児の人権と基本的自由の完全かつ平等な享受に関する既存のコミットメントと責務を完全実施するための行動を取る。
- (b) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「児童の権利に関する条約」及びこれらの「選択議定書」の批准又は加入を特別な優先事項として検討し、いかなる留保の範囲も制限し、留保がこれらの条約の目標及び目的と確実に両立するように、そうした留保を可能な限り厳格かつ狭義に定め、それらを撤回する目的で定期的に見直し、該当する「条約」の目標と目的に反する留保を撤回し、効果的な国内法と政策を導入するなどして、これらの条約を完全に施行する。
- (c) 気候変動、生物多様性、砂漠化、環境及び災害リスク削減に関連するリオ3条約、パリ協定、グラスゴー気候合意、及び「仙台防災枠組 2015–2030」に基づく現行のコミットメントと責務を全体として一元的な方法で尊重・実現し、国が決定する貢献、国の適応に関する計画、国の生物多様性に関する戦略・行動計画、土地劣化中性化目標、並びに国と地方の災害リスク削減戦略を吟味する際には、ジェンダー行動計画を考慮に入れ、そのような計画がない場合は策定を呼びかけ、ジェンダーの視点を取り入れることの重要性を強調する。その一方で、生物多様性条約第15回締約国会議で採択される予定の「ポスト2020生物多様性世界枠組」に関して現在行われている議論の重要性にも留意する。
- (d) ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントを、仙台防災枠組の実施における世界的な進捗状況のレビューに組み込むことについて、国連会議・サミットに統合・調整されたフォローアッププロセスの一環として、経済社会理事会、持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム (HLPF)、及び4年毎の包括的政策レビュー (QCPR) と足並みをそろえ、災害リスク削減のグローバル及び地域のプラットフォーム、仙台防災枠組の2023年中期レビューなどを通して、十分考慮する。
- (e) 全ての女性と女児が清潔で健康的かつ持続可能な環境を享受する権利を促進・擁護し、気候変動、環境の悪化及び災害の影響に対処することなどにより、これらの権利を享受するための政策とプログラムを採択する。
- (f) 気候変動、環境の悪化及び災害の文脈において、土地所有の安全確保と、土地とその他の形態の財産の所有・支配、相続、天然資源、適切な新技術、及びマイクロファイナンスなどの金融サービスへのアクセスに関して、女性と女児に対するあらゆる形態の差別を特定・根絶し、高齢の女性、夫を亡くした女性及び若い女性に特別な注意を払いながら、人権侵害に対しての司法と説明責任への女性と女児のアクセスを保証する。
- (g) 気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムにおいて、女性及び必要な場合は女児の完全、平等かつ効果的で有意義な参画とリーダーシップを支援するため、人種主義、人種差別、外国人嫌悪及び関連の不寛容、スティグマの付与、否定的なステレオタイプ、及び宗教や信条、国籍に基づく暴力と闘うマルチステークホルダーの取組を強化する。
- (h) 農山漁村地域と都市部の全ての女性と女児のレジリエンス、適応能力、生計、食料確保、安全な水と公衆衛生へのアクセス、健康、及び福祉を支える、土地と水、土地利用と都市計画、及び災害リスク削減を含む、気候変動の適応と緩和、生物多様性の保全と持続可能な利用、持続可能な天然資源管理に関する法律、政策及びプログラムの形成、見直し、実施に障害インクルーシブとジェンダーの視点を取り入れ、また土地とその他の形態の財産の基本的サービス・所有・支配、相続、天然資源、及びマイクロファイナンスなどの技術・金融サービスへのアクセスを含む、経済的資源に対する女性の平等な権利を保証する。

## ジェンダーの視点を気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムに取り入れる

- (i) 気候変動の緩和・適応・レジリエンス、災害リスク削減、生物多様性保護、環境の悪化・汚染（化学物質、殺虫剤、マイクロプラスチック等のプラスチックなど）に関する計画・資金調達・実施・モニタリング・評価、及び国・地域・国際レベルの必要に応じたニーズ評価、予測・早期警報システム、並びに災害の予防・準備・対応・救援・復旧・復興計画に、ジェンダーの視点を取り入れる。

(j) 気候変動、環境の悪化及び災害が、女性と女兒、特に暴力、差別と強制移動、児童婚・早婚・強制婚などの有害な慣習、及び土地所有・所得・食料の不安に直面している女性と女兒に不均衡かつ特徴的な影響をもたらすことを認識し、注意を喚起するとともに、政策とプログラムがこれらの影響を反映し、都市部、熱帯、北極圏、沿岸域、山岳地帯及び農山漁村地域などの全ての女性と女兒のレジリエンスと適応能力の強化を目的とした行動を取るようにする。

(k) 気候変動、環境の悪化及び災害が、紛争環境と紛争後の環境、及び人道的緊急事態の中にいる全ての女性と女兒にもたらす不均衡に大きな影響を認め、ジェンダーに配慮した視点と年齢に配慮した視点を、関連する仕組み、政策及びプログラムの立案に体系的に取り入れる一方で、平和プロセス、紛争防止、紛争解決及び平和構築の全ての段階において、あらゆるレベルの意思決定及びリーダーシップにおける女性の完全、平等かつ効果的で有意義な参画を極めて重要なものとして促進するとともに、国内で強制移動させられた女性と女兒、及び難民の女性と女兒の視点を考慮し、こうした状況における性的及びジェンダーに基づく暴力と差別を根絶するための措置を実施し、気候変動、環境及び災害リスク削減の対応・復旧戦略において全ての女性と女兒の人権が完全に尊重され、擁護されるよう保証する。

(l) 気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの統合的な立案・実施・評価において、技術の発展と人口の都市化、移住、及び気候変動の動向が女性と女兒に及ぼす影響に関する国・地域・国際レベルの研究と意識向上活動を支援することなどにより、政府の部門全体及び全てのレベルで連携とジェンダー主流化を強化する。

(m) 国内、特に後発開発途上国と小島嶼開発途上国におけるあらゆるレベルのジェンダー平等の仕組みについて、国の予算配分や政府開発援助（ODA）などを通じた持続可能かつ適切な資金調達と無償技術移転の拡大により、その能力を強化し、気候・環境・災害リスクガバナンスにそのような仕組みの組み入れを保証し、気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの立案・実施・モニタリング・評価においてジェンダー視点の主流化を支援する。

(n) とりわけ開発途上国において、経済・社会開発の完全な達成を妨げるような、国際法及び国連憲章に準拠しない一方的な経済・金融・貿易措置を公布・適用しない。

(o) 気候変動、環境及び災害リスク削減に関連する意思決定機関及びプロセスのあらゆるレベルにおいて、女性の完全、平等かつ効果的で意味のある参画と代表、及びリーダーシップを保証し、とりわけ一時的な特別措置（クォータ制など）を通じて、ジェンダー・バランスを達成する具体的目標とスケジュールを設定し、こうした参画を可能にするための適切な資源、移動資金、能力構築及び研修を提供する。

(p) ジェンダーに特有の障害に対処することにより、気候変動、環境及び災害リスク削減の意思決定プロセスへの、若い女性と、必要な場合は思春期の女兒の完全かつ平等で有意義な参画とリーダーシップを促進し、質の高い教育、技術・スキル開発、リーダーシップ・指導プログラム、技術・財政支援の拡大、及びあらゆる形態の暴力と差別からの保護への完全かつ平等なアクセスを彼女たちに保証する。

(q) 障害を持つ全ての女性と女兒の権利を擁護・促進して、気候変動、環境及び災害リスク削減の、ジェンダーに配慮した障害インクルーシブな政策とプログラムの立案・管理・資金調達・実施に、彼女たちの完全、平等かつ効果的で有意義な参画を保証し、また彼女たちが、災害時および災害後に、生計のリスクと損失の拡大、身体・社会・経済・環境のネットワークと支援システムの混乱、及び生命の喪失ですら不均衡に大きく影響を被ることに対処する措置を講じる。

(r) 気候変動、環境の悪化及び自然災害による悪影響は、女性と女兒がやむを得ず出身国を去る大きな原因・要因であることを認識し、この点において、気候変動、環境の悪化及び災害による移民の女性と女兒、その家族を保護する政策とプログラムを策定・拡大し、「災害及び気候変動の文脈における国境を越えた避難民の保護のためのアジェンダ」や「災害避難民プラットフォーム」などの国が主導する協議プロセスの関連勧告に留意しながら、移民のコミュニティにおける女性の大きな貢献とリーダーシップを認め、現地の問題解決と機会の発展に女性が完全かつ平等で有意義な参画ができるよう適切な措置を講じる。

(s) 紛争環境や人道的緊急事態などにおいて、天然資源の保全と持続可能な利用、及び気候緩和・適応イニシアティブ及びプログラムに、女性の完全かつ平等で、有意義な参画、及び全ての女性と女兒、と

りわけ農山漁村地域と最も影響を受けている地域、及び脆弱な状況におかれた女性と女児の影響力を活用・強化し、共有と学習を奨励する。

(t) 気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの文脈における、水、公衆衛生、及び家庭のエネルギー管理で、ジェンダーに配慮したアプローチ、女性の完全、平等かつ効果的で有意義な意思決定への参画、及び女性と必要な場合は女児のリーダーシップを促進する。女性と女児が家庭の水汲みと燃料集めに費やす時間を減らし、彼女たちの水汲みと燃料集めの間、及び家庭外の公衆衛生設備を利用したり屋外で排泄や排尿をしたりするときに、彼女たちを脅迫や暴行、性的及びジェンダーに基づく暴力から保護するための措置を講じる。全ての女性と女児、とりわけ学校やその他の教育環境、職場、医療センター、公的・私的施設、及び家庭などで、疎外され、脆弱な状況におかれている女性と女児に、水と公衆衛生、及び月経保健衛生管理を含む衛生へのアクセスを保証する。女児の教育へのアクセスにおける、公衆衛生へのまん延した黙殺と不名誉、及び不平等で不適切なアクセスの悪影響に対処する。

## ジェンダーに対応したファイナンスの拡大

(u) 気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムにおいて、技術移転の規模拡大、能力構築、及び公的・私的な国内・国際資金の調達と配分を含め、関連するあらゆる資金源から資金を調達することにより、ジェンダーに対応した投資を増額する。

(v) 国民総所得の0.7%を開発途上国の政府開発援助に、また0.15～0.20%を後発開発途上国の政府開発援助に充てるという目標など、先進国がそれぞれの政府開発援助のコミットメントを完全に実施するように促し、開発途上国がこれまでの進捗を土台として政府開発援助を効果的に利用し、開発目標とターゲットの達成に役立てるよう、とりわけ、気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの文脈におけるジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成に役立てるよう奨励する。

(w) 南南協力は南北協力を代替するものではなく補完するものであることを念頭に置いて、南北・南南・三角協力を含む国際・地域協力を強化し、また政府・市民社会・民間セクターにおける全てのステークホルダーの関与を得て、共通の開発優先事項に重点を置きながら、全ての国が南南・三角協力を強化するように促しつつ、この点における国の主体性とリーダーシップがジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成、及び彼女たちの生活と福祉の改善に不可欠であることに留意する。

(x) 気候行動への女性の完全で有意義かつ平等な参画を拡大し、意欲を高め気候目標を達成するために不可欠な、ジェンダーに配慮した実施と実施手段を確保すること、グラスゴー気候合意に従って、特に先進締約国が「気候変動に関する国際連合枠組条約」とパリ協定に基づく既存の義務を継続するものとして、緩和と適応の両方に関して開発途上締約国を支援するため、資金、技術移転、能力構築を含む強化された支援を供与し、そのような支援を自発的に供与又は継続して供与することをその他の締約国に奨励すること、また、気候変動の悪影響に特に脆弱な開発途上締約国において、気候変動の悪影響に伴う損失と損害を回避し、最小化し、対処するための取組の実施に向け、必要に応じ、資金、技術移転、能力構築などの行動と支援の規模を緊急に拡大することに向けて、取組を促す。

(y) グラスゴー合意に従い、開発途上締約国への支援を年間1000億ドルを超えて大幅に増額することを含め、パリ協定の目標達成に必要な水準に達するには、あらゆる資金源から気候ファイナンスを調達する必要があることを認識する一方で、意味のある緩和行動と実施の透明性の文脈において、2020年までに年間1000億ドルを共同で調達するという先進締約国の目標がまだ達成されていないことに深い遺憾の意をもって留意しつつ、多くの先進締約国が行った増額の約束、「気候ファイナンス実施計画：1000億米ドルの目標達成」及びそこに含まれる共同の行動を歓迎し、1000億ドルの実施目標を早急に、かつ2025年まで完全に達成することを先進締約国に強く求めるとともに、その約束の実施における透明性の重要性を強調する。

(z) ジェンダーの視点を関連する政策、プログラム及びプロジェクトの立案・実施・評価に確実に取り入れられるよう、国内のジェンダー平等の仕組み、中でも気候変動、環境及び災害リスク管理・削減政策を担う機関に適切な人材及び資金を供与する。

(aa) 若い女性や女児、若者が主導する組織、フェミニスト・グループ、女性の協同組合や企業をはじめとした、気候変動、環境及び災害リスク削減イニシアティブ（地域や先住民族の知識と解決策を適用す

るものを含む)のための女性の市民社会組織に、公的・私的資金を増額し、必要に応じ、国・地域・国際レベルでモニタリングと説明責任を強化する。

(bb) 気候変動、環境の悪化及び災害の文脈において、資金供与、及び持続可能なインフラと公共サービス、女性のための社会保護とディーセント・ワークの提供を通し、全ての女性と女兒のレジリエンスと適応能力を構築し、強化する。

(cc) 農山漁村地域に住む女性及び、必要に応じ女兒の完全かつ平等で有意義な参画とリーダーシップを育成する。気候変動、環境の悪化及び災害に対処するための、ジェンダーに対応した持続可能な農山漁村開発戦略と技術的な解決策への投資を増額する。農山漁村の女性、特に世帯主の女性や小自作農の女性の経済的エンパワーメント、適応能力及びレジリエンス、土地所有の安全確保、ディーセント・ワーク、インフラ、情報通信技術、及び金融サービスへのアクセスを強化する。

(dd) 全ての先住民族の女性と女兒の権利を促進し、擁護する。そのために、暴力や高い貧困率など、彼女たちが直面する複合的かつ交差的な形態の差別や障壁に対処し、質の高いインクルーシブ教育と雇用、保健医療、公共サービス、土地と天然資源を含む経済資源への彼女たちのアクセスを保証し、経済、及びあらゆるレベルとあらゆる分野における意思決定プロセスへの彼女たちの完全かつ効果的な参画を促進する。先住民族の人々の「自由で事前の十分な情報に基づいた同意 (FPIC)」の原則と先祖から伝わる伝統的知識と慣習を考慮し、また気候変動の緩和・適応、環境行動及び災害レジリエンスに対する先住民族の人々の文化的・社会的・経済的・政治的貢献を認める。

(ee) 思春期の妊婦と若い母親及びシングルマザーを含む女性と女兒が、持続可能な経済で質の高い仕事を手に入れるため、教育を確実に継続・修了し、彼女たちのレジリエンスと適応能力を強化し得る知識とスキルを獲得することができるよう、ジェンダーに対応した質の高いインクルーシブ教育、生涯教育、スキルの再教育、科学・技術・工学・数学などの教育を促進・投資する。教育のあらゆるレベル、特に科学・技術・工学・数学及び情報通信技術における否定的な社会規範、ジェンダー・ステレオタイプ、及び根強い男女格差に対処する。また、気候変動、環境の悪化、及び災害リスク削減の原因と結果を全てのレベルの教育課程に取り入れる。

(ff) 必要に応じて、国際機関、市民社会、非政府組織の支援を得て、文化的背景に関連した科学的に正確で年齢に適した総合教育を含め、フォーマル、インフォーマル及びノンフォーマル教育プログラムを重視する政策とプログラムを開発する。学校の内外で、思春期の女兒と男児、若い女性と男性に対して、その発達しつつある能力にふさわしく、親や法定後見人からの適切な指導と助言に合致し、基本的な関心事項として子供の最善の利益に即して、性と生殖に関する健康と HIV の予防、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、人権、身体的・精神的発達と青春期発育及び男女間の力関係に関する情報を提供することによって、自尊心を築き、情報に基づく意思決定を促し、コミュニケーション能力とリスク削減能力を育み、若者・親・法定後見人・ケア提供者・教育者・保健医療提供者との完全な協力関係の中で、互いを尊重する関係を作ることができるようにして、とりわけ HIV 感染やその他のリスクから身を守ることができるようにする。

(gg) 全ての女性と女兒が、人道的な環境などにおいて達成可能な最高水準の身体的・精神的健康を享受する権利を実現するために具体的な措置を講じ、また気候変動、環境及び災害リスクに対する全ての女性と女兒のレジリエンスの確保に役立つよう、普遍的にアクセス可能なプライマリー・ヘルスケアや支援サービス、社会保護機構などを通じて、水を媒介とした病気や顧みられない熱帯病 (NTDs) を含む、あらゆる感染性・非感染性疾患に対応する質の高い保健医療サービスの利用可能性、アクセス可能性、受容性を確保する。

(hh) 気候変動、環境の悪化及び災害の文脈において、全ての女性と女兒のユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現に向けた各国の道筋を促進する目的で、国際社会の支援を得て、地域社会へのアウトリーチや民間セクターの関与などを通し、質が高く、低料金で利用しやすい保健医療サービスの制度と施設、及び全ての人にとって安全かつ効果的で、質が高く、必要不可欠で低料金の医薬品とワクチン、並びに医療技術への財政投資を増額する。

(ii) 気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの文脈などにおいて、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成及び人権の実現に貢献するものとして、国際人口開発会議の「行動計画」

27と「北京行動綱領」及びこれらの検討会議の成果文書に従って、性と生殖に関する医療保健サービス（家族計画を含む）、情報、教育への普遍的アクセス及び国の戦略とプログラムへの性と生殖に関する健康の統合など、性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを保証し、また、女性の人権には、性と生殖に関する健康を含めた自己のセクシュアリティに関連する全ての問題に関して、強制、差別、暴力を受けることなく管理し、自由にかつ責任をもって決定する権利が含まれることを認める。

(jj) 仕事と生活のバランス、男女間での家庭内の責任の平等な分担、ケアと家事に関して、父親やケア提供者としての男性の責任を含む、男性と男児による責任の平等な分担を促進することにより、女性と女兒が不均衡に多く負担している無償のケア・家事労働を認識し、削減し、再配分するためのあらゆる適切な措置を講じる。具体的には、労働保護や社会保護を減らすことなく勤務形態に柔軟性をもたせること、授乳中の母親を支援すること、水・衛生設備、再生可能エネルギー、交通機関、情報通信技術などのインフラ、技術、公共サービスを提供すること、出産・育児休暇及びその他の休暇制度の法律や政策、並びに子供やその他の扶養家族のための保育・ケア施設などの利用可能で低料金かつ質の高いサービスなどを実施し、促進することなどがある。無償のケア・家事労働の価値を測定して、国民経済への貢献度を明らかにするための施策を講じるとともに、ジェンダー・ステレオタイプや否定的な社会規範に立ち向かい、異常気象事象への対応状況など、気候変動、環境の悪化及び災害の文脈における女性と女兒のエンパワーメントを可能にする環境を整備する。

(kk) 情報通信技術、モバイル・デバイス及びインターネットへの平等なアクセスを通して、デジタル研修、能力構築、予測及び予防（早期警報システムなど）への全ての女性と女兒の平等なアクセスを促進するための具体的な措置を講じることにより、リスク情報に基づく情報、知識及び通信への平等なアクセスを可能にし、ジェンダー間のデジタル・デバイドを含むデジタル・デバイドを解消する。これにより、女性と女兒、とりわけ貧しい女性、農山漁村地域や遠隔地域の女性、及び農業従事者や生産者の女性のエンパワーメントとデジタル・リテラシーを促進し、気候変動、環境の悪化及び災害による悪影響に対処するために必要なスキルの開発が可能になる。

(ll) 化学物質のリスクを、とりわけ妊婦、幼児と児童に対して最小限にするための効果的な措置、及び必要に応じた国の法規制の策定・採択・実施を奨励し、気候変動、環境の悪化及び災害の文脈における性と生殖に関する健康への影響など、環境汚染物質及びその他の有害物質の影響にジェンダーの視点を考慮に入れた研究を強化する。

(mm) 気候変動、環境の悪化及び災害の文脈において悪化している、家庭内暴力、フェミサイドなどのジェンダーに関連する殺人、児童婚・早婚・強制婚と女性性器切除を含むあらゆる有害な慣習、性的搾取・虐待及びセクシャル・ハラスメント、人身取引や現代の奴隷制、その他の搾取をはじめとした、性的及びジェンダーに基づく暴力などのネット上と実社会の公的・私的空間における、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に対処し、これを防止し、根絶する。そのため、ジェンダーに基づく暴力やセクシャル・ハラスメントからの保護を規定する重要な国際条約の批准などにより、女性と女兒に対する暴力の加害者への捜査・起訴・処罰を行って不処罰をなくすための、また女性、とりわけ最前線で働く女性や災害対応・復旧に携わる女性にとって安全で暴力のない、活動しやすい職場環境を整備する適切な措置を講じるための多部門的かつ協調的なアプローチを取る。

(nn) 気候変動、環境の悪化及び災害リスク削減の文脈などにおいて、またあらゆるレベルの司法及び関係機関の有効性・透明性・説明責任を強化することにより、暴力の発生を報告したい全ての女性に、アクセスしやすく、秘密が守られ、協力的かつ効果的な仕組みを提供し、また犠牲者と生存者に対する包括的な社会・保健医療・法律サービスへのアクセスを提供することで、女性と女兒の司法と基本的サービスへの平等なアクセスを保証し、女性の法的リテラシー、及び利用可能な法的救済策や紛争解決の仕組みに関する認知を高める。

(oo) 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根本原因に対処し、これを根絶するための政策・戦略・計画を採択し、強化し、実施する。このため、ジェンダー・ステレオタイプや否定的な社会規範と闘い、また、男性と男児、ジャーナリストとメディア従事者、宗教リーダーや地域リーダー、女性の組織を含

27 国連人口開発会議報告書、カイロ、1994年9月5～13日（国際連合出版物、販売番号 E.95.XIII.18）、第I章、決議1、添付文書。

む市民社会組織、及び研究・教育機関などの関連する全てのステークホルダーを関与させる。

(pp) 民間セクターの役割と責任を強化し、全ての企業が、清潔で健康的かつ持続可能な環境の享受などに関して、「ビジネスと人権に関する指導原則」を考慮し、影響を受ける可能性のあるグループや、関連するその他のステークホルダー、とりわけ固有のリスクを抱えるステークホルダーと有意義かつ包摂的な協議を行うことにより、環境及び人権に対する適切な配慮を行うよう奨励し、必要な場合は要求する。

(qq) 全ての女性の人権と基本的自由の促進と擁護において、市民社会の担い手が果たす重要な役割を支援する。女性の人権擁護者を含むそうした担い手、とりわけ環境・土地・天然資源に関連する課題や先住民族の人々の権利に取り組む担い手を保護する。人権擁護を可能にする安全な環境の創出にジェンダー視点を取り入れて、脅迫・ハラスメント・暴力・報復のような、担い手への差別・侵害・虐待を防止するための措置を講じる。また、侵害や虐待が迅速かつ公平に捜査され、加害者に確実に責任を負わせる措置を講じることによって不処罰と闘う。

(rr) 気候変動、環境及び災害の問題について社会の意識を高める女性のジャーナリストやメディア専門家の役割を認め、ネット上と実社会のあらゆる形態の差別、ハラスメント及び暴力と闘うことなどにより、不当な干渉を受けずに独立した仕事をする安全で活動しやすい環境を、法律及び実践において生み出し、維持するための措置を講じる。

### ジェンダー統計・性別データの精度を高める

(ss) 気候変動、環境の悪化及び災害に関して、所得、性、年齢、人種、民族、配偶関係、移民資格、障害、地理的位置、その他の国の状況に関連する特徴ごとなどに細分化したデータと統計を収集、分析、発信、及び利用するため、国の統計作成部局と政府機関の能力と連携を強化する。同時に、気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの立案・実施・追跡に情報提供し、気候変動、環境の悪化及び災害の悪影響に伴う損失と損害を回避・最小化・対処するアプローチを改善し、また開発途上国が質の高い、信頼できる、時宜を得て細分化されたデータとジェンダー統計を確保できるよう、財政・技術援助の調達などにより支援するため、プライバシーの権利を擁護し、データを保護する。

(tt) 全ての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成、及び気候変動、環境の悪化及び災害との間の関連性を究明するため、特に開発途上国と小島嶼開発途上国において、気候変動、環境の悪化及び災害に対処・適応する女性の能力を評価し、政策とプログラムに情報提供するため、児童婚・早婚・強制婚、人身取引、有償・無償のケア・家事労働、健康と教育、食料生産、水と公衆衛生、女性と女兒への暴力、その他の分野などに関連して、気候変動、環境の悪化及び災害の女性と女兒に対する影響に関する理解を深める研究と分析を支援し、資金提供する。

### ジェンダーに対応した公正な移行を促す

(uu) 温室効果ガスの低排出型エネルギーシステムに向け、生態系に基礎を置いたアプローチと自然に基礎を置いた解決策の可能性を考慮に入れ、全ての人々と地球環境に役立つクリーン発電及び省エネルギー措置を急速に規模拡大して展開することなどにより、ジェンダーに配慮し年齢インクルーシブな社会保護・ケアを中心に、ジェンダーに対応した平等かつ持続可能な移行を支援し、資金提供する。

(vv) 全ての女性の働く権利と職場での権利を擁護・促進し、持続可能なエネルギー、漁業、林業、農業及び観光などのあらゆるセクターにおけるディーセント・ワークと質の高い仕事に対する女性の平等なアクセスを保証する。そのため、性別職業分離、差別的な社会規範とジェンダー・ステレオタイプ、及び暴力とセクシャル・ハラスメントを解消し、あらゆるセクターにおける非正規労働から正規労働への移行を支援し、同一価値労働同一賃金を保証し、労働の領域の全ての女性を差別と虐待から保護して安全を確保し、また労働力の公正な移行の文脈などにおいて団結と団体交渉の権利の向上、及び持続可能な生計へのアクセスを促進する。

63. 委員会は、その活動の根拠となっている「北京宣言及び行動綱領」のフォローアップにおける重要な役割を認識し、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実施に関する国内・地域・世界レベルでのレビュー全体を通じて、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントに対処し、それらを取り入れること、及び「北京行動綱領」のフォローアップと「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のジェンダー

に配慮したフォローアップの相乗効果を確保することが極めて重要であることを強調する。

64. 委員会は、国連システムの諸機関にそれぞれの権限内で、及びその他の関連する国際金融機関とマルチステークホルダー・プラットフォームに対し、気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの文脈において、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントを達成するための加盟国の取組を、要請に応じて支援するよう求める。

65. 委員会は、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(UN-Women)に対し、気候変動、環境及び災害リスク削減の政策とプログラムの文脈において、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成に向けた「北京宣言及び行動綱領」の完全かつ効果的で加速的な実施と「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のジェンダーに配慮した実施を支持し、国連システムの調和を図る際、及びあらゆるレベルの市民社会・民間セクター・使用者団体・労働組合・その他の関連するステークホルダーの動員を図る際の、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの促進において、また、各国政府及び国内のジェンダー平等機構の要請に応じた支援において、引き続き中心的な役割を担うよう求める。